

資料3-3 エレベーター関係法令体系と各装置の審査方法の分類

制動装置や制御器等については、現行の基準法の枠組みにおける審査方法に関して、

- ①大臣認定によるしかないもの（告示不制定のもの）
 - ②政令・告示規定に因るしかないもの（高度な検証を要しないもの、認定実績がないもの）
 - ③政令・告示規定／大臣認定のいずれかによるもの
- の3種類に分類される。

今回の改正では、②・③に分類される装置について、審査において「高度な検証が必要なもの」として①の分類によるものとして、大臣認定によるものに限ることとする。

現行法令における各装置の規定と審査方法の分類

令第129条の8

（駆動装置及び制御器）

第1項 駆動装置及び制御器の移動等の防止

第2項 制御器の構造

第一号 床合わせ補正装置・ブレーキ

第二号 調節装置（ドアスイッチ・戸開走行防止装置等）

第三号 保守点検用制御器 （※一式で認定）

令第129条の10

（安全装置）

＜制動装置＞

第1項 制動装置の設置義務

第2項 制動装置の構造

第一号 制動装置

（調速機／非常止め装置／緩衝器／リミットスイッチ／ブレーキ等）

第二号 保守点検用制動装置

（※一式で認定）

＜制動装置以外の安全装置＞

第3項 制動装置以外の安全装置の設置義務

第一号 戸開走行保護装置・ブレーキ

第二号 地震時等管制運転装置（認定実績なし）

第三号 非常時連絡装置

第四号イ 過荷重検知装置

第四号ロ 停電灯

第4項 制動装置以外の安全装置の構造

赤字…現行で大臣認定によるしかないもの

緑字…現行で政令・告示規定によるしかないもの

青字…現行で政令・告示規定／大臣認定いずれかによるもの